

収入印紙
契約の相手方
となった者は
貼付を要する

見積書
提出期限 令和7年9月26日(金) 午後 5時

【案件番号：総務0709018】

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 城東区長 吉村 悟 様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額			百万			千			円
契約金額			百万			千			円
<input type="checkbox"/> 課税事業者	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額								円
<input type="checkbox"/> 免税事業者									

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	大阪市城東区役所2階及び3階コンセント増設業務					
履行期限	令和7年12月26日(金)		履行場所	大阪市城東区役所 2階・3階		
履行方法	別紙仕様書のとおり		その他			
明細書	名称		形状・寸法・摘要		数量	
	別紙仕様書のとおり					
(見積条項) 裏面のとおり						
本書のとおり契約を締結する。				支出科目	年度	会計
1 契約方法 随意契約		2 契約保証金 <input type="checkbox"/> 契約金額の5/100以上 (金 円)			款	
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 号		<input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除			項	
用途	庁舎管理用				目	
摘要					節	
				細節		
決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員
	起案 令和 . .					
	決裁 令和 . .					
第 号						

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。
（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。
（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
（1）大阪市契約規則第38条の規定による。
（2）大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
（契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪州市会規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- （2）発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- （5）第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- （8）受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

仕 様 書

1 案件名称

大阪市城東区役所 2 階及び 3 階コンセント増設業務

2 業務概要

本業務は、大阪市城東区役所（以下、「発注者」という）の 2 階及び 3 階に新たに電気機器を設置することに伴い、本機器の稼働に必要な電源を供給するためのコンセントを増設するものである。

3 業務内容

(1) コンセントの規格（二種類）

ア 種類：接地極付 2 口コンセント

イ 形状：埋込型

ウ 定格：100V 用 15A

エ 取付場所：壁

オ 設置個数（別紙 1 参照）

3 階 2 個

ア 種類：ハーネス 0A タップ接地付抜止

イ 形状：露出型

ウ 定格：100V 用 15A

エ 取付場所：床出し

オ 設置個数（別紙 1 参照）

2 階 1 個

(2) 配線の規格

ア ケーブルの種類：600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形（EM-EEF）
（同等品可）

イ 心線の太さ：2.0 mm

ウ 心線の本数：3 本（1 本はアース線とする）

エ ケーブルの本数（別紙 1 参照）

2 階 1 本

3 階 2 本

(3) 配線用遮断器の規格（既設）

ア 極数・素子数：2P1E

イ 定格電圧：AC100V

ウ 定格電流：20A

4 施行条件

- (1) コンセントの設置にあたっては、既設の分電盤から予備の配線用遮断器を専用回路とし、設置場所まで3 (2) 配線の規格で示したケーブルを用いること。
- (2) 電気工事の種類はケーブル工事とし、配線は電線管を使用せずにくろがし配線、天井隠ぺい配線とすること。
- (3) 配線を支持する際には、必要に応じてステーブル等の固定材料を使用すること。
- (4) 本業務で使用する電気機器・器具類のメーカーは問わないが、電気用品安全法で定められた電気用品かつ新品を使用すること。

5 履行場所 (別紙1参照)

大阪市城東区役所 2階・3階 (大阪市城東区中央3-5-45)

※有料駐車場有 (1階・屋根あり) 車高制限: 3.2m

料金詳細: 最初の60分まで300円/以降30分毎200円

6 提出書類 (契約期間内に提出すること)

- (1) 業務完了報告書 (任意様式)
- (2) 作業写真 (作業前・中・後)

7 履行日時

契約締結日～令和7年12月26日 (金) の間で、

区役所開庁日 (平日: 月～木) 17時30分～21時00分

区役所閉庁日 (土・日・祝) 9時00分～17時30分 のいずれか指定する日とする。

日時については、契約締結後、発注者と協議のうえ決定する。

8 履行確認

発注者立会いのもと行う。その結果、指摘を受けた場合は、指定期日までに手直しを行い、処置内容を報告し再度確認を受けること。

9 履行期限

令和7年12月26日 (金)

10 関係法令の順守

受注者は、本業務を実施するにあたり、電気事業法、電気工事士法、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を順守すること。

11 事故防止

受注者は、本業務にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じ

ること。

12 現場管理

- (1) 物品の搬入・設置、調整、撤去・廃棄等については、契約締結後に発注者と事前に協議の上、日時等の調整を行い、当区役所の運営に支障をきたさないよう行うこと。
- (2) 物品の搬入・設置方法は事前に発注者と協議を行い、必要に応じて養生し施設やその他の機器に破損が生じた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
- (3) 受注者は、業務に従事する作業員等を指揮監督し、事故防止及び整理整頓に努めること。

13 後片付け等

- (1) 作業準備、後片付け清掃などは、すべて受注者の負担とすること。
- (2) 作業場所等については現状復帰すること。

14 撤去品

本業務により発生した撤去品は受注者により処分すること。また、本業務において発生した廃棄物については適正に処理を行うこと。

15 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

16 経費の負担

- (1) 本業務の実施上、必要となる物品の搬入・設置、調整、撤去・廃棄等及びその他現場諸経費については、受注者の負担とする。
- (2) 本業務にかかる電気、水道等は発注者の負担とする。

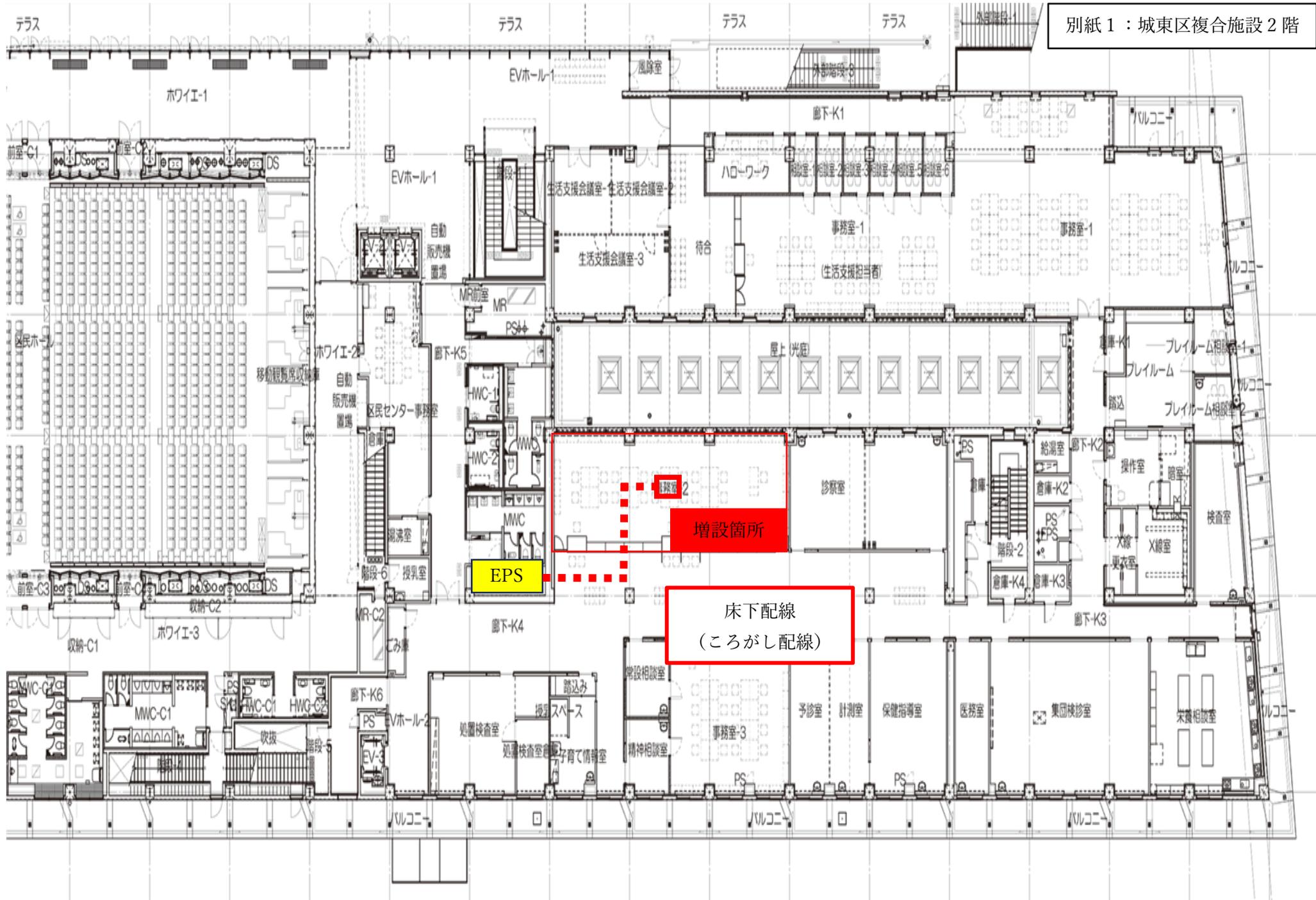
17 特記事項

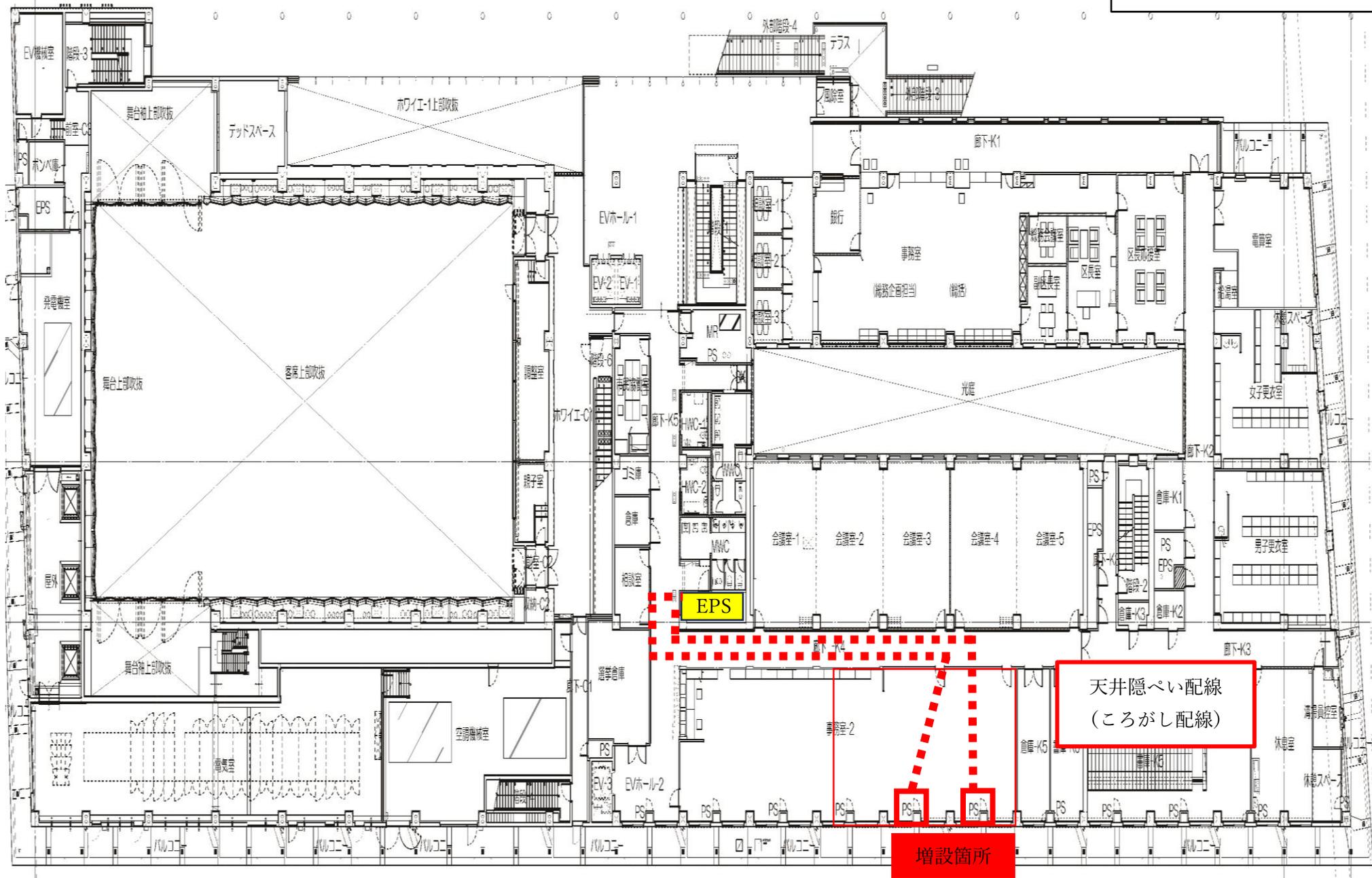
- (1) 業務にかかる施設の設備の利用は、事前に発注者と協議すること。
- (2) 見積り提出に際して、現場確認が必要である場合、事前に発注者まで連絡すること。
- (3) 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (4) 業務に必要な官公署その他への手続きは、受注者が行う。
- (5) 作業日時については、発注者との協議により定められた日時によるものとする。

18 事業担当

大阪市城東区役所総務課（総務）

電話：06-6930-9625





天井隠ぺい配線
(ころがし配線)

増設箇所

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること